

蒲 監 第 125 号
平成31年 3月 8日

請 求 人 様

蒲郡市監査委員 草 次 英 夫

同 永 川 貴 士

同 大 竹 利 信

蒲郡市職員措置請求に係る監査結果について（通知）

平成31年1月10日付けで提出された標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第4項の規定に基づき、監査した結果を下記のとおり通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

（省 略）

2 請求のあった日

平成31年1月10日

3 請求の内容

請求人から提出された蒲郡市職員措置請求書による主張事実の要旨及び措置請求を次のように解した。

(1) 請求の要旨

蒲郡観光協会（以下「協会」という。）は、蒲郡市（以下「市」という。）と指定管理協定を締結している竹島駐車場運営管理事業に係る平成29年度運営管理経費のうち、当該指定管理料を超過した経費（赤字分）743,903円を協会の自主財源で処理すべきところ、平成29年度の公金である蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金（以下「助成金」という。）を赤字補填として流用した。

市は、議会議決案件である指定管理協定をないがしろにし、恣意的に内規である蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱第3条2項第6号を適用せず、上記経費743,903円を助成対象経費として計上（流用）することを認めた。この事務処理は、指定管理協定の協定違反を棚上げにするもので、協会への利益供与となり公正性に著しく欠ける。

ちなみに、平成28年度については、指定管理料を超過した経費（赤字分）は自主財源で補填している。

よって、監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう勧告されたい。

なお、請求人が主張する指定管理料を超過した経費（赤字分）743,903円の内訳は、次のとおりである。

| | |
|------------------|----------|
| ア 賃金 | 325,500円 |
| イ 駐車場管理費（事務職員給与） | 210,000円 |
| ウ 領収書印刷 | 115,560円 |
| エ 防水シート | 645円 |
| オ コーンバー | 398円 |
| カ 警備員 | 91,800円 |

(2) 措置請求の内容

ア 市長に対し、協会へ助成金に係る不当利得743,903円の返還請求をすることを求める。

イ 市長に対し、協会から当該不当利得の返還がなされない場合、同額を弁済することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求については、法第242条の規定による所定の要件を具備しているものと認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

市が平成29年度に支出した助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。また、当該支出により市に損害が生じているか否か。

2 監査対象部局

産業環境部観光商工課

関係職員等の調査

本件請求の監査を実施するにあたって、産業環境部観光商工課に対し、平成31年2月19日に課長及び関係職員の出席を求めたほか、弁明書及び証拠書類並びに資料の提出を求め、調査を行った。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成31年2月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。これに対して、新たな証拠が提出され、請求内容を補足するとともに、請求書の訂正を次のとおり行った。

請求書の「指定管理料を超過した次の経費（赤字分）732,240円」を「指定管理料を超過した次の経費（赤字分）743,903円」に、「賃金：325,000円」を「賃金：325,500円」に、「損害額：732,240円」を「損害額：743,903円」に、「協会に対して732,240円」を「協会に対して743,903円」に訂正した。

第3 監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

(結論)

本件請求は、理由がないものと判断し、これを棄却する。

以下に、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事項について確認した。

(1) 蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱について

(趣旨)

第1条 この要綱は、協会が管理する竹島駐車場の前年度使用料収入の一部を助成金として交付することにより、観光施設の美化活動を推進し、良好な観光施設の維持管理に寄与するとともに、協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ることを目的とし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業及び助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。

2 助成事業に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付の対象としない。

- (1) 交際費及び慶弔費
- (2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費
- (3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金
- (4) 市への金銭的な寄附
- (5) 積立金
- (6) 市が別に委託する管理委託業務に係る経費
- (7) その他市長が助成することが適当でないと認める経費

(2) 助成金の支出について

ア 交付先 蒲郡観光協会

イ 交付額 4,978,000円（平成29年5月23日から平成30年4月26日までの支払額合計）

(3) 協会による本件請求に関する費用の支出について

| | |
|-----------------------|----------|
| ア 駐車場管理事務員賃金 | 325,500円 |
| イ 駐車場管理事務管理者給与 | 210,000円 |
| ウ 竹島駐車場入場券印刷費 | 115,560円 |
| エ 駐車場東料金所防水対策用ブルーシート代 | 645円 |
| オ 駐車場管理消耗品費（コーンバー） | 398円 |
| カ 駐車場巡回・誘導警備費 | 91,800円 |
| キ 合計 | 743,903円 |

(4) 竹島駐車場の管理運営業務に関する協定書について

（指定管理料の変更）

第7条 市又は協会は、指定期間中における消費税率の引き上げ等の税制変更その他の業務内容及び施設管理運営に影響を及ぼす事由の発生等やむを得ない理由により、当初合意した指定管理料の金額が不相当となったと認めるときは、相手方に指定管理料の金額の変更を申し出ることができる。

2 前項の規定による申し出を受けた相手方は、協議に応じなければならない。

3 変更の要否、変更金額等については、前項の協議により決定する。

2 請求人の主張と監査対象部局（産業環境部観光商工課）の説明

請求人は、本件業務において、当該指定管理料を超過した費用は、蒲郡市竹島地区観光地域振興助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項第6号で定める「市が別に委託する管理委託業務に係る経費」に該当し、助成対象外経費となるため、協会の自主財源をもって会計処理すべきと主張している。

これに対し、観光商工課は、上記費用が、要綱第3条第2項第6号の「市が別に委託する管理委託業務に係る経費」には該当せず、助成対象経費となるため、助成金の支出は適正であると説明している。

3 監査委員の判断

以上の事実関係の確認、監査対象部局の弁明書及び説明並びに関係資料の調査等を総合して、以下判断について述べる。

竹島駐車場の管理については、法第244条の2第3項の規定による公の施設の指定管理者として、協会が管理運営業務を行っている。協会が上記業務を営むにあたり、その対価として、竹島駐車場の管理運営業務に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、市より上記業務に要する費用として指定管理料が支出されている。

また、助成金については、要綱第1条において、その目的が「協会の運営を通して観光振興の推進及び地域の活性化並びに公共の利益増進を図ること」、要綱第3条第1項においては、その用途について「助成事業は、第1条の目的を達成するために必要な協会の運営事業その他事業とし、助成対象経費は、助成事業の実施に必要な経費のうち助成金の交付の対象として市長が認める経費とする。」とそれぞれ規定され、要綱第3条第2項においては、助成金の交付の対象としない経費を「(1) 交際費及び慶弔費、(2) 政治活動又は宗教活動に関わる経費、(3) 蒲郡市観光協会に支出している会費及び負担金、(4) 市への金銭的な寄附、(5) 積立金、(6) 市が別に委託する管理委託業務に係る経費、(7) その他市長が助成することが適当でないと認める経費」と定めている。

このことから、助成金については、要綱第3条第2項各号で規定される経費を除いた要綱第3条第1項に該当する協会の運営事業、観光振興及び地域振興事業に係る経費が全て助成対象となると解しうるることとなる。

これを本件についてみると、竹島駐車場の管理運営業務に係る経費は、竹島地区を訪れる観光客の利便性を図るために設置された駐車場の管理運営に要する経費であり、竹島地区の観光振興に資する経費と認めることが相当と解され、要綱第1条及び第3条第1項で定められた目的や用途に合致しうると考えられる。

上記経費は、要綱第3条第2項第1号から第5号で規定される経費には該当しないことは明白であるため、要綱第3条第2項第6号で定める「市が別に委託する管理委託業務に係る経費」に該当するか否かの判断が必要となる。

一般的に、法第244条による指定管理は、行政処分的一种である「指定」を行うことにより、指定を受けた者に公の施設の管理権限を委任する「管理代行」にあたるものであるから、私法上の契約によって個別の業務の執行を委託する「業務委

託」とは法的性質が異なるものと解されている。要綱第3条第2項第6号の規定は、管理委託業務を対象とした規定であり、竹島駐車場の管理について、市は協会に指定管理をしているのであって、管理業務の委託をしているものではないことから、本件業務に要する経費は、要綱第3条第2項第6号に定める経費には該当しないこととなる。

また、市は協会に対し、竹島駐車場に係る管理以外に、竹島園地に係る管理業務を委託していることから、上記の規定は、竹島園地に係る管理委託業務を助成対象としない旨を定めたものと考えられる。

よって、本件業務に要する支出のうち当該指定管理料の金額を超過した支出を助成対象と認めた市の判断は、妥当なものである。

最後に、協定書第7条の規定は、指定管理料の金額を変更するための手続きを定めたものであり、当該協定の制約を受けない、別の制度に基づく行為までも禁止する趣旨ではないことから、本件業務に関し、市が助成金を支出することを妨げる理由として、必ずしもあたるものではない。

以上のとおり、市が平成29年度に支出した助成金が、違法又は不当な公金の支出にあたることは認められず、また、当該支出により市に損害が生じているとも認められないことから、本件請求には理由がないものと判断した。

付 記

本件請求について、監査委員の判断は以上のとおりであるが、一般的に、指定管理に係る業務については、当事者間の協定において、指定管理料を財源として業務を行い、その経費に不足等が生じた場合には、両者の協議による指定管理料の変更により対処することとしているのが通常である。

一方、本件業務においては、上記のような場合、別に助成金交付制度を適用することが可能となっている。しかしながら、違法又は不当ではないものの、通常優先されるべき指定管理料の変更によらず、安易に助成金を交付したことは、軽率であるといわざるをえない。今後は、指定管理制度の趣旨を十分理解し、業務の遂行にあたっては細心の注意を払い、安易な事務処理をすることのないよう要望する。

最後に、本件業務に関しては、業務に要する経費の不足等を解消しうる制度が並存しており、他の指定管理業務との公平性、平等性を考慮すると不均衡が生ずることとなるから、指定管理制度と助成制度との関係性を見直し、要綱と協定書の整合性を図ることが必要であると考えられる。